

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
が翌日)

告示

鳥取県告示第二百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成二年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定（社会課）
- 生活保護法による診療所等の廃止（〃）
- 保険医等の登録（保険課）
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があったものとみなされるもの（〃）
- 国民健康保険薬剤師として登録があったものとみなされるもの（〃）
- 結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）
- 結核予防法による指定医療機関の辞退（〃）
- 県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）
- 土地改良法による換地処分（〃）
- 土地収用法による事業の認定（管理課）
- 開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（〃）
- 都市計画法第六十六条による告示（〃）
- 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇ 公 告 二級建築士試験等の実施（建築課）

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目九六二―二	平成二年二月八日
医療法人社団本田医院	米子市八幡七〇三	平成二年二月十六日
寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町一三五―三	〃
増田耳鼻咽喉科医院	倉吉市宮川町二五六―四	〃
医療法人社団ヤチグチ歯科医院	東伯郡三朝町大字大瀬一一九五―三	平成二年二月二十四日
循環器クリニック花園内科医院	米子市東福原五八〇―二二	〃
医療法人成和会西尾内科クリニック	鳥取市岩倉四四六―二三	〃
有限会社池田薬局	鳥取市今町一丁目三三三	〃
もりた薬局	八頭郡八東町大字富枝四八	平成二年二月六日

鳥取県告示第二百十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
上原産婦人科医院	倉吉市堺町二丁目九六二―二	平成二年一月一日
本田医院	米子市八幡七〇三―一	平成元年十月一日
寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町一三五―三	平成二年一月一日
増田耳鼻咽喉科医院	倉吉市宮川町二五六―四	"
ヤチグチ歯科医院	東伯郡三朝町大字大瀬一一九五―三	"
循環器クリニック ク花園内科医院	米子市東福原五八〇―一	"
西尾内科クリニック	鳥取市岩倉四四六―二三	平成元年七月一日
池田薬局	鳥取市今町一丁目三三三	"
森田薬局	八頭郡八東町大字富枝四八	平成二年一月四日

鳥取県告示第二百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成二年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
石原 乙 夫	鳥医第四、〇五三号	平成二年二月十九日
渡部 功 一	鳥薬第七二九号	"

鳥取県告示第二百十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
有限会社平福薬局	西伯郡中山町田中七五八一	平成元年一月一日

鳥取県告示第二百二十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
須崎 真理子	鳥国薬第七一九号	平成元年十一月十三日
上田 悦雄	鳥国薬第五六〇号	平成二年一月二十二日
平福 一恵	鳥国薬第七二八号	平成二年一月二十三日

鳥取県告示第二百二十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成二年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
健クリニック	米子市中町二二三―三	平成二年二月十六日
天野医院	東伯郡大栄町大字由良宿二―五	〃
医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目九六二―二	〃
循環器クリニック花園内科医院	米子市東福原五八〇―二二	〃
もりた薬局	八頭郡八東町大字富枝四八	〃

鳥取県告示第二百二十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成二年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	辞 退 年 月 日
天野医院	東伯郡大栄町大字由良宿二一五	平成二年一月十一日
上原産婦人科医院	倉吉市堺町二丁目九六二一一	平成二年一月十九日
循環器クリニック 花園内科医院	米子市東福原五八〇	平成二年二月十五日

鳥取県告示第二百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業光徳地区農道整備、暗きょ排水、農業用排水及び客土を一体としたもの）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年三月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡泊村大字原四六一番地藤井賢一ほか七人の者が共同（原地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る原地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

大栄町

二 事業の種類

栄地区コミュニティセンター建設事業

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡大栄町大字下種字上狸橋及び字彦町田内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

大栄町役場

鳥取県告示第二百二十六号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年五月二十二日 鳥取県指令受鳥土維第百六十四号

二 開発区域に坂まれる地域の名称

鳥取市安長字平森

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市安長一七〇一二

鳥取フード株式会社

代表取締役 東平八郎

鳥取県告示第二百二十七号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年一月三十一日 鳥取県指令受鳥土維第七百六十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字稲場

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九

日興土地観光有限公司

代表取締役 墨土健英

鳥取県告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において

準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称
日吉津村
- 二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画公園事業 四・五・一号海浜運動公園
- 三 事業施行期間
昭和六十一年十月一日から平成八年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
西伯郡日吉津村大字日吉津及び同村大字今吉地内
 - 2 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第二百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称
鳥取県
- 二 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画公園事業 九・六・一号布勢総合運動公園
- 三 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目二二〇
- 四 事業地の所在
 - 1 収用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分
変更なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年三月六日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技業の種類	型 式	製 造 業 者 名	スターダムZ	株式会社平和	
			ブラボーエクシードIII		
			タヌキ井		
			ハードル		
			ウォーズ		
			グレートクイーン		株式会社大一商会
			グレートキング		
			安全大一		
			エキサイトマジック		株式会社ニューギン
			日本一		
日本一 B二					
ダービー七P一三	株式会社ソフィア				
ワールド四WD					
サンビート					

アレンジボール遊技機	パロン	大陽電子株式会社
	メカコンダ	
回胴式遊技機	チャンシムマン二	株式会社商社

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第18条の規定により、平成2年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成2年3月6日

鳥 取 県 知 事 西 尾 四 次

1 試験の期日及び時間

(1) 学科の試験
平成2年7月8日（日）午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験
平成2年9月16日（日）午前11時30分から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 学科の試験
鳥取市生山111 鳥取県立鳥取工業高等学校

(2) 設計製図の試験

鳥取市生山1111 鳥取県立鳥取工業高等学校

3 受験申込手続

(1) 受付期間及び受付場所

平成2年4月16日(月)から同月20日(金)まで

鳥取市東町1丁目271 社団法人鳥取県建築士会事務局

平成2年4月16日(月)及び同月17日(火)

米子市鞆町1丁目160 西部総合事務所

(2) 受付時間

午前10時から午後4時まで

(3) 受付申込方法

受験申込書は、受付場所に直接提出すること。

4 合格者の発表

平成2年11月30日(金)ごろ

なお、学科の試験の合格者については、平成2年8月31日(金)ごろ発表する。

5 その他

詳細については、受験申込書及び受験要領を鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所及び鳥取県米子土木事務所並びに社団法人鳥取県建築士会において、平成2年4月9日(月)から配布するので参照すること。